

半田公園多目的広場利用案内

○利用時間

期 間	利 用 時 間	駐車場等の開閉時間
4月1日～9月30日	午前8時～午後6時	午前7時30分～午後6時30分
10月1日～3月31日	午前8時～午後4時	午前7時30分～午後4時30分

※12月29日～1月3日の間は終日閉鎖します。

○利用時間帯

	利 用 時 間 帯	備 考
第1部	午前 8時～午前10時	
第2部	午前10時～正 午	
第3部	正 午～午後 2時	
第4部	午後 2時～午後 4時	
第5部	午後 4時～午後 6時	10月1日～3月31日は利用できません

※準備時間及び後片付け時間を含めて2時間での利用となります。

○申し込み方法

スポーツ振興課窓口 で利用の申し込みができます。

(受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

- ・利用日の2ヶ月前の月の19日から利用日当日まで、先着順に申し込みを受付けます。
- ・回数に制限はありませんが、同日の同時間帯に複数の面を申し込むことはできません。
- ・市主催のイベント、設備の整備、優先団体の利用などにより、予約を受付できない場合があります。

○使用料等

- 基本使用料・・・5市1町内（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）に在住、在勤、在学の方の使用料です。

種 別	使 用 料		
	平日・土曜日	日曜日・祝日	備 考
一 般	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	1 面 4 時間当たり
高 校 生	2, 5 0 0 円	2, 5 0 0 円	

※4時間を超えるときは、5割増しとなります。

- 増使用料（基本使用料に加算する額）

市外の方が利用する場合	基本使用料の10割の額を基本使用料に加算
入場料等を徴収する場合	1人1回について徴収する最高の入場料等の100倍の額を基本使用料に加算
営利、宣伝を目的する場合	基本使用料の4倍の額を基本使用料に加算

※それぞれの場合が重複するときは、該当するもののうち最高額のみを加算します。

例) 市外の方が利用する場合（平日）

基本使用料 5, 0 0 0 円 + 増使用料 5, 0 0 0 円 = 1 0, 0 0 0 円

基本使用料の10割の額

○使用料の支払い方法

申請時に現金でのお支払いとなります。

利用許可書と領収書は使用料の還付の際必要になりますので、大切に保管してください。

○予約の取消

～10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	利用日
取消料なし	取消料（使用料と同額）あり									

窓口で許可書（領収書添付）をご持参のうえ、利用許可取消申請書を提出することにより、予約を取消することができます。

なお、利用日の10日前までに予約を取消した場合は、許可書（領収書添付）をご持参のうえ、還付申請書と振込先記入用紙を提出していただくことにより、使用料を還付いたします。

○使用料の還付（降雨等により施設が利用できなかったとき）

利用できなかった日から10日以内に、窓口で許可書（領収書添付）をご持参のうえ、還付申請書と振込先用紙を提出していただくことにより、使用料を還付いたします。

○利用上の注意事項

- ・個人での利用はできません。
- ・利用時間は厳守してください。
- ・公園内は火気厳禁です。
- ・施設内での食事をご遠慮ください。
- ・ゴミ等は、必ず持ち帰ってください。
- ・グラウンド不良等によりご利用できない場合がありますが、基本的に利用者でご判断をお願いします。
- ・車両等は、所定の場所に駐車してください。
管理用道路への駐車、公園内への乗り入れ等はしないでください。
管理用道路を車で通行する際は徐行し、他の利用者に注意してください。
- ・駐車台数に限りがありますので、乗り合わせでお越しくださるようご協力ください。
- ・申請した利用目的以外では使用しないでください。
- ・無断利用等を見かけた方は、スポーツ振興課までご連絡ください。

① グラウンドについて

- ・競技用白線は、利用者側で引いてください。(ラインカー等の貸出しはしていません)
- ・競技終了後は、必ず内野整備を行ってください。